

別添 1

少数生産車の基準（型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして定める基準）の現行と改正案の比較

対象となる自動車の種類：軽油を燃料とする特定特殊自動車

定格出力	同等とみなす基準	
	現行	改正案
19kW以上37kW未満	Tier 4	Tier 4、Stage V
37kW以上56kW未満	Tier 4、Stage III B	Tier 4、Stage III B、Stage V
56kW以上560kW未満	Tier 4、Stage IV	Tier 4、Stage IV、Stage V

備考

- 1 Tier4は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039（以下「Part1039」という。）に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
 - イ Part1039の § 1039. 102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準
 - ロ Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program（以下「ABT program」という。）を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準
- 2 Stage III B及びStage IVは、97/68/EC及びその改定指令に規定する基準をいう。
- 3 Stage Vは、(EU) 2016/1628及びその改定規制に規定する基準をいう。